

令和 2 年第 1 回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 天 内 慎 也

1 開催日 令和2年3月6日（金曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第68号 青森市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第69号 青森市動物愛護管理員設置条例の制定について

議案第74号 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 青森市健康増進センター条例及び青森市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 青森市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 青森市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	天 内 慎 也	委員	万 徳 なお子
委員	奈 良 祥 孝	委員	中 村 節 雄
委員	蛭 名 和 子	委員	神 山 昌 則
委員	橋 本 尚 美	委員	小豆畑 緑

○欠席委員

副委員長 赤 木 長 義

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八戸	認	保健部参事	加福	拓志
福祉部長	館山	新	保健部参事	佐々木	祐子
保健部長	浦田	浩美	市民病院事務局次長	加福	理美子
市民病院事務局長	岸田	耕司	福祉政策課長	白坂	孝志
環境部次長	川村	敬貴	市民病院事務局総務課長	船橋	正明
環境部参事	若佐谷	昭人	子育て支援課長	奈良	英文
福祉部次長	福井	直文	関係課長等		
保健部次長	山口	朋子			

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	小山	隆	議事調査課主事	北山	賢臣
---------	----	---	---------	----	----

○天内慎也委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、赤木長義委員が、病氣療養のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 68 号「青森市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 68 号「青森市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

資料をごらんください。

制定理由及び基準となる省令であります。この条例の対象となる無料低額宿泊所とは、生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業であります。しかしながら、一部事業者におきましては、利用者を劣悪な環境に住ませ、提供されるサービスに見合わない高額な宿泊料やサービス利用料を利用者から徴収するなど、いわゆる貧困ビジネスと考えられる施設が存在しております。

このことから、貧困ビジネスに対する規制強化を図るため、平成 30 年 6 月の公布により社会福祉法が一部改正され、その基準となる省令の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準が令和元年 8 月に公布されたところであり、都道府県、中核市等においては、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたものであります。

制定内容につきましては、詳細は後ほど御説明いたしますが、資料に記載のあるとおり、省令で定める基準を標準として定めるもの及び省令で定める基準を参酌して定めるものがありますが、本市には、無料低額宿泊所に該当する施設が存在せず、また省令と異なる基準を定めるほどの地域的情実はないことから、国の基準どおり規定しております。

なお、独自要件といたしましては、青森市暴力団排除条例に基づき、暴力団員等の排除を規定しております。

2 ページをごらんください。

施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日としておりますが、一部サテライト型住居関連条項につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

サテライト型住居の設置及び施行期日につきましては、事業者の中には、社会福祉法に該当しない入居定員 4 人以下の施設を複数設置し、事業を実施している場合があることから、本体となる施設と一体的に運営される入居定員が 4 人以下のサテライト型住居を設置できることとしたものであります。

ただし、この事業形態につきましては、これまで法的位置づけがされていなかったことから、本体施設と一体的に運営される場合には、サテライト型住居の設置について必要な規定を設ける一方で、十分な準備期間を確保するため、令和4年度からの施行とするものであります。

3ページをごらんください。

本条例の内容について、逐条で御説明させていただきます。

3ページの第1条は、条例の趣旨を規定しております。

4ページの第2条は、無料低額宿泊所の範囲を規定しております。

第1項では、1つに、事業の主たる目的が入居者を生計困難者に限定していること、2つに、入居者の総数に占める生活保護受給者の割合がおおむね50%以上であり、居室の利用契約が建物の賃貸借契約以外であること、3つに、生活保護受給者の割合がおおむね50%以上であり、利用料を受領してサービスを提供していることのうち、いずれかの事項を満たす場合、無料低額宿泊所に該当するものとしております。

第2項では、居室使用料の上限を定めております。

次に、6ページをごらんください。

第3条は、無料低額宿泊所を運営する事業者の基本方針について規定しております。

居室等の提供とあわせ、入居者の状況に応じ自立した日常生活を送るための支援等について定めております。

7ページをごらんください。

第4条は、無料低額宿泊所の構造設備に係る一般原則を規定しております。

第5条は、設備の専用を規定しており、無料低額宿泊所に係る設備は、原則として専用とするべきことを定めております。

8ページをごらんください。

第6条は、無料低額宿泊所の職員の資格要件及び暴力団員の排除について規定しております。

9ページをごらんください。

第7条は、運営規程を定めることを規定しており、第1項では、運営に関する目的や方針、職員体制、入居者へのサービス内容及び利用料、非常災害対策などを定め、職員及び入居者へ周知することを定めております。

10ページをごらんください。

第8条は、非常災害対策について規定しており、消火設備等の設置や、非常災害に対する計画の策定、避難訓練の実施等を定めております。

11ページをごらんください。

第9条は、記録の整備について規定しており、運営、入居者に提供するサービスの状況、会計等に関する記録を作成し、5年以上保存しなければならない

いことを定めております。

12 ページをごらんください。

第 10 条は、無料低額宿泊所の規模は、5 人以上とすることを規定しております。

第 11 条は、サテライト型住居の設置について規定しております。

第 1 項から第 5 項までに、その設置要件や職員配置、記録の整備などを定めております。

次に、14 ページをごらんください。

第 12 条は、建物に係る設備の基準を規定しており、第 1 項から第 3 項までに、建築基準法及び消防法の遵守、消火設備等の設置に努めることを、第 4 項から第 6 項までに、設置すべき居室等の設備及びその基準を定めております。

次に、16 ページをごらんください。

第 13 条は、職員配置の基準を規定しており、施設長 1 名を含み、入居者の数や提供するサービス内容に応じた職員を配置することを定めております。

第 14 条は、入居申込者への説明及び契約について規定しております。

第 1 項から第 10 項までに、入居者に対する重要事項の説明と契約書の作成、契約及び解約の基準、入居者への情報提供とその取り扱いを定めております。

次に、19 ページをごらんください。

第 15 条は、入退居時における、無料低額宿泊所の設置者の努力義務を規定しております。

次に、20 ページをごらんください。

第 16 条は、入居者から受領する利用料について規定しており、第 1 項では、入居者から受領することができる費用を、第 2 項では、その費用区分ごとの金額の算定基準を定めております。

次に、22 ページをごらんください。

第 17 条は、入居者へのサービス提供の方針を規定しております。

23 ページをごらんください。

第 18 条は、食事について規定しており、食事を提供する場合の栄養バランスや提供時間などに配慮することなどを規定しております。

第 19 条は、入浴について規定しており、適切な入浴機会として、1 日 1 回、適切な時間帯に提供しなければならないことを定めております。

24 ページをごらんください。

第 20 条は、入居者の状況把握について規定しており、1 日 1 回以上、状況把握を行うことを定めております。

第 21 条は、施設長の業務を規定しております。

第 22 条は、職員の業務を規定しております。

25 ページをごらんください。

第 23 条は、職員の勤務体制の確保等を規定しており、設置者に対する、職員の勤務体制を整備することや研修機会の確保等について定めております。

第 24 条は、定員の遵守を規定しております。

26 ページをごらんください。

第 25 条は、衛生管理等について規定しております。

第 26 条は、入居者の金銭の管理について規定しております。

入居者の金銭管理は、入居者本人が行うことを原則とし、入居者が適切な管理を行うことに支障があり、施設職員による金銭管理を希望する場合には、その管理方法や記録の整備、市への管理規程の届け出が必要であることなどを定めております。

次に、28 ページをごらんください。

第 27 条は、情報の掲示及び公表を規定しており、第 1 項では、運営規程や職員の勤務体制、サービス等の重要事項の施設内掲示を、第 2 項では、運営規程及び収支状況書類を公表することを定めております。

第 28 条は、秘密保持について規定しております。

29 ページをごらんください。

第 29 条は、広告について規定しており、施設を広告する際の虚偽または誇大広告の禁止を定めております。

第 30 条は、苦情への対応について規定しており、第 1 項から第 4 項までに、苦情受付窓口の設置や内容の記録、改善報告などを定めております。

30 ページをごらんください。

第 31 条は、入居者に対するサービス提供による事故発生時の対応を規定しており、第 1 項から第 3 項までに、市や家族等への連絡、必要な措置、処置の記録、損害賠償への対応を定めております。

第 32 条は、サテライト型住居の設備等の基準を規定しており、第 12 条第 3 項から第 5 項までで定める無料低額宿泊所の設備基準をサテライト型住居ごとに適用することを定めております。

第 33 条は、条例の施行に際し必要となる事項を別に定めることができる旨を規定しております。

31 ページをごらんください。

附則についてですが、第 1 条では、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日としております。

ただし、サテライト型住居施設につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

第 2 条では、市は、基準の要件について定期的に検討を加え、必要な見直しを行うものとしております。

第3条では、条例施行に伴う経過措置を規定しており、本条例の施行前に届け出があった無料低額宿泊所の建物における居室の定員、扉や出入り口、間仕切り壁については、本条例施行後3年間は適用しないこととしております。

以上、議案第68号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**天内慎也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 生活保護法では、居宅保護の原則の中でアパート生活を基本としていて、無料低額宿泊所はあくまで一時的なものだというふうにもともと考えられていたんですけれども、一時的なものだということはこの条文の中に規定されているのでしょうか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 今回、この条例を制定することによって、これまでの一時的な扱いとは違う平常的な扱いとなるものであります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 生活保護法第30条との矛盾は出てこないのでしょうか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** この無料低額宿泊所というのは、ただ単に施設に入れる、いわゆるアパートとは違い、例えば入浴サービスや食事のサービスといったサービス利用を伴うものが無料低額宿泊所になりますので、そういう意味では、今、万徳委員が言われている通常のアパートに住ませるものとは施設類型が違っていると捉えていただければと思います。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 居宅保護の原則とは矛盾しないという認識ですか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** そのとおりであります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 青森では現状まだというか、ないにこしたことはないですけれども、もし今後、世の中が変化していく中で、無料低額宿泊所が設置されたときに、それが余りにも人権を無視するような内容にならないように、この条例が有効に機能すると思うんですが、アパートに移らないでずっとそこにいる。御本人の判断もあると思うので、そこはよく相談に乗っていただくようお願いして本案に賛成いたします。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 69 号「青森市動物愛護管理員設置条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 69 号「青森市動物愛護管理員設置条例の制定について」御説明いたします。

お手元の「議案第 69 号関係 資料 1」をごらんください。

初めに、1 の制定理由につきましては、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの対応の強化を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年 6 月 19 日に公布され、同法の中で中核市を含む都道府県等にあつては、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員を置くこととされたことから、本市における動物愛護管理担当職員の設置に係る条例を制定しようとするものであります。

次に、2 の制定条例は、名称を青森市動物愛護管理員設置条例とし、3 の制定の内容につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により新設された第 37 条の 3 の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くことを規定するものであります。

4 の施行期日につきましては、令和 2 年 6 月 1 日としております。

それでは、条例の具体的な内容について、御説明させていただきます。

「議案第 69 号関係 資料 2」をごらんください。

第 1 条の動物愛護管理員では、動物の愛護及び管理に関する法律第 37 条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置くことを定めており、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるための職員として、動物愛護管理員を置くことを規定しております。

第 2 条の委任では、市長への委任事項について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則では、本条例の施行期日を令和 2 年 6 月 1 日とすることを規定しております。

以上、議案第 69 号について御説明いたしました。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**天内慎也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。奈良委員。

○**奈良祥孝委員** 参考の条文の第 37 条の 3 第 3 項のところに、「地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管の関し専門的な知識を有するもの」とありますが、専門的な知識を有する職員は、現行いらっしゃるんですか。

○**天内慎也委員長** 保健部長。

○**浦田浩美保健部長** この動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てるとしております。現在、保健部青森市保健所生活衛生課には正職員の獣医師が 3 名、そして嘱託員の獣医師が 1 名おります。うち正職員の獣医師の 1 名、そして嘱託員の獣医師の 1 名が、青森県動物愛護センター内に生活衛生課分室を設けて、主に動物の愛護に関する業務を行っているところです。したがって、動物愛護管理員として充てる職員は獣医師を考えております。

○**天内慎也委員長** 奈良委員。

○**奈良祥孝委員** わかりました。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** 議案第 74 号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料をごらんください。

条例の制定理由につきましては、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員数に算入することができる副園長または教頭は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを

原則としておりますが、両資格を有する人材の不足状況を踏まえた経過措置として、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方でよいとする特例が設けられております。

新制度施行後5年による見直しにより、この経過措置が10年に延長されることとなり、国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正概要につきましては、幼保連携型認定こども園の副園長または教頭に係る資格特例の経過措置期間を5年から10年に延長するものであります。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

また、本市の幼保連携型認定こども園の副園長または教頭の資格保有状況としては、表に記載のとおりとなっており、33施設中7施設において、経過措置が適用されている状況にあります。

改正の具体的な条文といたしましては、2ページに、新旧対照表を記載しております。

2ページをごらんください。

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則第4条中、5年間を10年間に改正するものであります。

以上、議案第74号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 現行、7施設で幼稚園教諭免許状を持っている職員がないという意味なんでしょうか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 7施設がどちらか一方の資格を有しております。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 どちらかと言うと、保育士登録は受けているけれども、幼稚園教諭免許状がない方が多いと推測するんですが、その辺を教えてください。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 言われたとおり保育士登録は受けているけれども、幼稚園教諭免許状がない方が多い状況となっております。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今年度中に幼稚園教諭免許状を取得することは無理ですし、両方持っている人を探してきて配置するというのは物理的に困難であるという現状があるんですが、もしこの条例が可決されなかったら、令和2年

4月以降、運営ができなくなるということなんですか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** まず、この本条例を制定することによって、平成27年度から5年間の期間は特例措置で、片方の資格を持っていることで両方を持っているような扱いとなっていました。それを5年間延長することで、さらに片方だけで、園長、副園長または教頭をやっていけるということになります。園長、副園長または教頭で、いわゆる加算に必要な職員数に算入しない場合であれば、資格を持っていなくても園長、副園長または教頭はできるという形になっております。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** この条例が可決しなければ、今後は特例が認められないという意味ではないんですか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 全国的に見ても、まだ、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を有した方が少ないということで、さらに5年間経過措置を延ばすというのが今回の改正内容になります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 延ばさなかったらどうなりますか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 担当課から答弁します。

○**天内慎也委員長** 子育て支援課長。

○**奈良英文子育て支援課長** 子育て支援課です。今回の改正は副園長を対象としておりますけれども、保育教諭等の資格特例につきましては、認定ことも園法の中で決まっており、経過措置期間が5年から10年に延長されることについては、法律の適用をそのまま受けることとなりますので、この条例の改正にかかわらず、法律の直接適用で5年間延長するということが法律の中で決まっております。今回、こちらの条例が可決されなかった場合は、副園長が今までであれば職員数に算入できていたものができなくなりますので、新たにかわる職員を探さなければならないことが影響としてあります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 算入できないということは、施設の収入が減少することなんですか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 収入が入ってこなくなるのが1つと、あとは、今まで実際に副園長または教頭を算入しているわけですので、保育教諭等として働いていた者が、その数から除かれるので、さらに新たな保育教諭等が必要になるということになります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 丁寧な御説明ありがとうございました。この条例が可決しなかったら、4月から幼保連携型認定こども園が閉園になって、子どもたちが追い出されることがないということが確認できたので一安心しました。ここからが私の意見ですけれども、そもそも人手不足で大変であるから経過措置期間を延ばすことについては——それだけ厳しいのであれば幼保連携型認定こども園の本来のあり方をこのように決めたわけであるから、国の基準に倣っているんですけれども——やはりきちんと努力するべきであったということでは私は反対いたします。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**天内慎也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** 議案第75号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料をごらんください。

条例の制定理由につきましては、市町村は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされており、これまで、事業に従事する者の資格等及び員数については、国の基準に従うものとされ、その他の事項については、国の基準を参酌するものとされておりました。

令和元年6月7日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、国の基準のうち従うべき基準が、事業の質を担保した上で地域の実情に応じて条例を定めることができる参酌すべき基準へと改正され、令和2年4月1日から施

行されることに伴い、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

改正概要につきましては、従うべき基準の中には、放課後児童支援員の資格要件の一つとして、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとの定めがあり、経過措置として、令和2年3月31日までに修了予定の者を含むこととしております。

本条例においても同様に定めておりますが、経過措置が今年度末までとなっており、研修を修了していない者は、資格要件を欠き事業に従事することができなくなるため、新たに経過措置を定める必要があります。

今般、国の基準の従うべき基準が参酌すべき基準へ改正されたことにより、本市の実情に応じて経過措置を定めることができるようになったことから、令和元年度において、放課後児童支援員として従事しているが研修を修了していない者及び令和2年度以降、新たに放課後児童支援員として従事する者、それぞれに対し、研修の修了に要する期間に応じた経過措置を、表のとおり定めるものであります。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

改正の具体的な条文といたしましては、2ページ及び3ページに、新旧対照表を記載しております。

以上、議案第75号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 これも研修を終わらせることができなかつたから、経過措置期間を延ばすというふうに聞こえるのですが、そういうことでしょうか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 端的に言えばそういうことになりますけれども、そもそも県が実施している研修自体に定員枠があり、県内各市町村の放課後児童支援員がその研修を受けることになっております。結果として受けられない方が出てきております。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 県がきちんと定員枠を広げれば、こういう事にはならなかつたということなんですか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 県でも当然予算もありますし、事業の開催場所のキャパシティの問題もありますので、一概に県が云々ということは申し上げることはできませんけれども、いずれにしても、県内全市町村の放課後児童支援員がこの研修を5年間のうちに受講しなければならなかつた中で、研修を受

ける放課後児童支援員も転勤によって青森を離れたり、やめられたり、また新たに入ってきたりなどという数の上下動もありますので、その結果として全員が受けることができなかつたと考えております。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 評価が難しいところですが、どう努力すれば間に合ったのかをお示してください。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** どうすれば間に合ったかということで申し上げれば、県が県内全市町村の放課後児童支援員の人数に応じた研修を開催していれば、今回のような事態は生じなかつたものと考えております。

○**天内慎也委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 研修は年間で何日開催してるんですか。

○**館山新福祉部長** 担当課から答弁します。

○**天内慎也委員長** 子育て支援課長。

○**奈良英文子育て支援課長** 子育て支援課です。研修については、年4日開催しておりまして、その内容については（「内容は聞いていません」と呼ぶ者あり）年4日の開催となっております。

○**天内慎也委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 4日間の研修は、各1日開催しているのでしょうか。それとも何日間にわたって受けなければいけない研修なんのでしょうか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 1回で4日間の開催になっており、県全体で、平成29年度は250人、平成30年度は300人、令和元年度は290人であり、令和2年度以降は150人程度で実施していく予定であると伺っております。

○**天内慎也委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 1回をできれば2回にするとか、1回の枠の人数をふやすなど、そういった要望を市から言えないものでしょうか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 今回のこの件に関しましては、市から県に対しさまざまお願いはしてきたんですけれども、県でも研修講師を呼んだりする関係で、どうしても4日間しか開催できないという事情もありましたので、このような事態になっております。

○**天内慎也委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** わかりました。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 研修を受講できなかった結果、放課後児童支援員をできなくなってしまうと運営に困りますよね。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 放課後児童支援員は資格を有した方で、補助員を使う形はとっておりませんので、当然、万徳委員が言われるように、仮に経過措置期間がなくて資格を失うとすれば放課後児童支援員の不足が生じますので、そういう部分では不都合が生じます。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 先ほどまで、賛成するか反対するか微妙に迷っていたんですけども、今般の新型コロナウイルス感染症への対応で、放課後児童支援員も朝から夕方まで頑張っていて、そういう不測の事態が生じるということはあることですし、サボっていたわけではなく、県がもう少し頑張ればよかったということで経過措置期間を延ばすことについては賛成いたします。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「青森市健康増進センター条例及び青森市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○**浦田浩美保健部長** 議案第 78 号「青森市健康増進センター条例及び青森市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第 78 号関係資料 1 をごらんください。

初めに、1 の制定理由につきましては、令和 2 年 4 月から、保健部青森市保健所健康づくり推進課母子保健チームと青森市総合福祉センターに設置している福祉部子育て支援課子ども支援センターを統合し、青森市健康増進センター内に母子保健事業と育児支援事業を一体的に実施するあおもり親子はぐくみプラザを開設するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2 の改正概要につきましては、(1) の青森市健康増進センター条例の一部改正として、第 2 条の設置の条文の中に母性及び子どもに関する目的を追加し、健康増進センターにあおもり親子はぐくみプラザを置く規定を加え、第 4 条の業務の中に、青森市総合福祉センター条例中の子ども支援セン

ターの業務に係る規定を追加いたします。

また、これに伴い、(2)の青森市総合福祉センター条例の一部改正として、施設を規定していた第4条の条文から、子どもサポートセンターに係る規定を削除いたします。

具体的な改正内容については、議案第78号関係資料2及び議案第78号資料3の新旧対照表で御説明いたします。

まず、議案第78号関係資料2の青森市健康増進センター条例の新旧対照表をごらんください。

青森市健康増進センター条例では、第2条に規定する設置について、健康増進センターの目的として、これまでの条文に、「並びに母性及び子どもの健康の保持及び増進を図る」ことを加え、同条に新たに第2項として、健康増進センターに、母子健康包括支援センターが行う事業その他母性及び子どもの健康の保持及び増進に関する事業を行うあおもり親子はぐくみプラザを置くことを規定します。

第4条の業務では、新たに第5号として、子育て家庭に対する育児支援に関することを加え、同号においては、業務が一部重複することから前3号に掲げる業務を除きます。

第6号は、新たな号を加えたことによる繰り下げの修正となります。

以上が、青森市健康増進センター条例の一部改正内容となります。

次に、議案第78号関係資料3の青森市総合福祉センター条例の新旧対照表をごらんください。

青森市総合福祉センター条例では、第4条で規定する施設について、現行の子どもサポートセンターを削除し、青森市総合福祉センターに、老人福祉センター、身体障害者福祉センター及び児童センターを置くとし、事業について規定している第5条では、現行の第5号の子育て家庭に対する育児支援に関することを削除します。第5号を削除したことにより、第6号を繰り上げる修正をいたします。

また、これに伴い、指定管理者が行う管理の業務について規定していた第13条第1号では、現行の第5条第5号の業務を除くとしていた文言を削除するものです。

以上が、青森市総合福祉センター条例の一部改正の内容となります。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

以上、議案第78号について御説明いたしました。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号「青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

○**八戸認環境部長** 議案第 79 号「青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

配付資料 1 をごらんください。

本条例の制定理由についてであります。災害により発生した廃棄物について、災害時においても円滑かつ迅速に処理するため、平成 27 年 8 月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、非常災害時において、市町村または市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者である受託者が、一般廃棄物処理施設を設置する場合の、手続の簡素化等の特例措置が設けられたところであります。

本市におきましては、昨年 4 月、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るため、青森市災害廃棄物処理計画を策定したところであり、同計画に基づく災害廃棄物の処理の実効性を高めるため、同法の規定による特例措置を適用する場合の条例で定める事項について、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明したいと思います。

配付資料 2 をごらんください。

まず、1 ページ目であります。第 26 条につきましては、一般廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査に係る縦覧等の手続の対象となる施設の種類を定めているものであります。これに非常災害時に市が設置する施設として、焼却施設及び最終処分場を加えるため、設置の根拠となっております「法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」という文言を加えるものであります。

次に、第 27 条につきましては、一般廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査に係る縦覧の手続を定めているものであります。このうち、第 3 項に規定する縦覧期間について、平常時は 30 日間であるものを、非常災害時に市が施設を設置する場合、30 日の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間とするものであります。

次に、2 ページ目をごらんください。

第 28 条につきましては、一般廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査に係る利害関係を有する者からの意見書の提出先及び提出期限の手続を定めているものでありますが、第 1 項に規定する意見書の提出期限について、平常時は縦覧期間の満了の日から 14 日であるものを、非常時に市が施設を設置する場合、縦覧期間の満了の日の翌日から 14 日の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間とするものであります。

また、第 2 項につきましては、このたびの改正により、非常災害時に施設を設置できる者が市及び受託者となりますことから、「意見書」を「市長に対する意見書」に改めるものであります。

次に、第 28 条の 2 につきましては、新たに、受託者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査に係る縦覧等の手続の対象となる施設の種類を定めるものでありますが、対象となる施設の種類につきましては、同法の規定に基づき焼却施設のみを加えるものであります。

3 ページ目をごらんください。

第 28 条の 3 につきましては、新たに、受託者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査に係る縦覧の手続を定めるものでありますが、第 1 項では、受託者による市への届け出について、第 2 項では、受託者からの届け出を受けた市が実施する告示について、第 3 項では、縦覧に供する書類について、第 4 項では、縦覧場所及び縦覧期間について定めるものであり、このうち、縦覧場所につきましては、規則で定める場所とし、縦覧期間につきましては、告示の日から起算して 30 日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として、告示で指定する期間としております。

4 ページ目をごらんください。

第 28 条の 4 につきましては、新たに、受託者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査に係る利害関係を有する者からの意見書の提出先及び提出期限の手続を定めるものでありますが、第 1 項では、意見書の提出期限について、第 2 項では、意見書の提出先について定めるものでありまして、このうち、意見書の提出期限につきましては、縦覧期間の満了の日から起算して 14 日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が認める期間とし、意見書の提出先につきましては、規則で定めることとしております。

第 29 条につきましては、一般廃棄物処理施設の設置に当たり、環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例の規定による環境影響評価の手続を経た場合は、本条例の規定による生活環境影響調査の手続を経たものとする規定となっておりますが、これに非常災害時に市及び受託者が施設を設置する場合を加えるものあります。

第 30 条につきましては、生活環境影響調査を実施した場合で、施設を他の

市町村に設置したり、施設の敷地が他の市町村の区域にわたるときなどに、当該区域を管轄する市町村の長に協議するという規定となっておりますが、これに非常災害時に市及び受託者が施設を設置する場合を加えるものであります。

最後に、資料1にお戻りください。

3の施行期日につきましては、公布の日としているものであります。

以上、議案第79号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「青森市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 議案第80号「青森市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

配付資料1をごらんください。

本条例の制定理由についてであります。環境負荷の低い合併浄化槽への転換の促進、浄化槽管理の強化を目的として、浄化槽法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、都道府県や本市を含む保健所設置市が制定している浄化槽保守点検業者の登録制度を設ける条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されましたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

浄化槽保守点検業者登録条例につきましては、八戸市及び本市の中核市移行時に、従前から登録のある事業者に配慮し、青森県と同一内容で制定しており、その改正につきましても、青森県、八戸市及び本市で協議の上、同一内容で行うこととしております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明したいと思います。

配布資料2をごらんください。

まず、第12条につきましては、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保す

るため、第2項として「浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせるよう努めなければならない。」との規定を追加し、同条第2項及び第3項を繰り下げるものであります。

第15条につきましては、第1項第4号において、業の登録の取り消しの対象となる行為について、第12条第2項で定める規定について違反となる行為としないため、所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、配布資料1に記載しておりますとおり、令和2年4月1日としております。

最後に、参考として、研修の実施体制等につきましては、青森県が中心となりまして、八戸市及び本市と開催に向けた協議を進めており、協議中の内容につきましては、配付資料1の4の参考に記載しているとおりであります。

以上、議案第80号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「青森市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 議案第81号「青森市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第81号関係資料1をごらんください。

初めに、1の制定理由につきましては、本市では、食品等事業者が営業施設において、公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について、食品衛生法第50条第2項の規定に基づき、青森市食品衛生法施行条例で定めているところでありますが、このたび、食を取り巻く環境の変化や国際基準である食品衛生管理への対応の平準化を図るため、食品衛生法の一部改正が行われたことにより、基準については法令において規定することとなったため、基準を定めていた青森市食品衛生法施行条例について所要の改正を行うものです。

次に、2の条例の改正内容につきましては、中核市を含む都道府県等において条例によって基準を制定することを規定していた食品衛生法第50条第2項が削除されたため、本市条例第3条の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準並びに第3条に係る別表第1及び別表第2を削除するものです。

具体的な改正内容につきましては、議案第81号関係資料2の新旧対照表をごらんください。

第3条に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関する基準では、食品を取り扱う施設の定期的な清掃や、ネズミ、昆虫等の駆除、その他使用水の適切な管理や、廃棄物及び排水の適切な処理等、公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を規定しており、食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれがある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式——これを危害分析・重要管理点方式といたしますが——この危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準が別表第1に、危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合の基準が別表第2に定められておりましたが、これらを定めていたこの第3条を削除することとなります。

したがって、現行の第4条は繰り上がり、第3条となります。

削除された第3条並びに別表第1及び別表第2の基準については、各地方自治体において平準化した運用としていくため、改正後の食品衛生法第50条の2により、食品衛生法施行規則が制定されております。食品衛生法施行規則の内容については、資料3を添付いたしましたので、後ほどごらんください。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和2年6月1日を予定しておりますが、施行から1年間の令和3年5月31日までを、経過措置期間とする予定です。

以上、議案第81号について御説明申し上げましたが、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)